

格付け点数区分及び工事設計金額区分（平成21年6月以降適用分）

「瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程」別表（第6条及び第7条関係）

種類別	点数区分（見直し後）	工事設計金額区分 （消費税額及び地方消費税額を含む）	級別業者
水道施設工事 （配水管布設工事）	1,000点以上	1億円以上	AA
	780点以上1,000点未満	3,000千円以上1億円未満	A
	710点以上780点未満	50,000千円未満	B
	630点以上710点未満	20,000千円未満	C
	550点以上630点未満	8,000千円未満	D
	550点未満	3,000千円未満	E

瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程第6条及び第7条に該当しない工事については、瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第6条及び第7条の規定に基づく審査等を準用するものとする。